

作成日 ; 2015 年 11 月 7 日

スウェーデン王国

特許庁の所在地 :

The Swedish Patent and Registration Office (PRV)

Patent Department:

P. O. Box 5055, SE-102 42 Stockholm

Designs & Trademarks Department:

P. O. Box 530, SE-826 27, Soderhamn

Tel : 46-8-782-2500 Fax : 46-8-666-0286

Email : prv@prv.se

Website : www.prv.se

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体(連絡先)
7. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 特許権の存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

存在しません。

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 世界貿易機構 (WTO)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (9) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日・スウェーデン PPH、PCT-PPH については、以下を参照下さい。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_sweden_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

スウェーデン国内に住所を有していない出願人は、現地代理人 (弁理士又は弁護士) を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

The Swedish Patent Attorneys Association (SPOF と呼ばれております)。

c/o Torna Patentradgiving, Rosterigrand 12, SE-11761,

Stockholm, Sweden

Email; info@spof.se

Website: <http://:spof.se>

5. 出願言語

特許はスウェーデン語以外の言語で出願できます。

意匠はスウェーデン語以外にデンマーク語およびノルウェー語出願ができます。

2014年7月1日以降の出願に関して、英語で出願し、英語による言語でもって特許の付与を求めることができるようになりました。

詳細は、特許制度項目 11 の留意事項を参照下さい。

6. その他関係団体

JETRO Stockholm Office

Kungsgatan 48, 4th Floor, 11135 Stockholm, Sweden

Tel: 46-8-4118173

Fax: 46-8-4111888

7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.prv.se/>

→Patent→Svensk Patentdatabas→Enkel/Avancerad

<http://www.prv.se/In-English/>

→Patents→Swedish Patent Database→Quick Search/Advanced Search

特許制度

1. 現行法令について

2014年7月1日施行の改正特許法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出することができます。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

スウェーデン語以外の言語による明細書等の提出により、出願することができます。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権証明書は、優先日から16ヶ月以内に提出しなければなりません。

(6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

翻訳者の宣誓書 (Certification) を添付して提出する必要があります。

(7) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

最初の出願の出願人とスウェーデン出願の出願人が異なる場合には、優先権譲渡証の提出が必要です。

3. 料金表 (単位: スウェーデン・クローネ (SEK) です。)

(1) 出願料金:

① 基本料金	3,000
② 10個以上各クレーム当たり追加料金	150

(2) 特許付与料金:

① 明細書8頁まで	1,400
② 明細書8頁以上各頁当たり追加料金	175

(3) 年 金:

① 1年度	300
② 2年度	450
③ 3年度	550
④ 4年度	1,000
⑤ 5年度	1,300

⑥6年度	1,600
⑦7年度	1,800
⑧8年度	2,200
⑨9年度	2,500
⑩10年度	2,800
⑪11年度	3,100
⑫12年度	3,400
⑬13年度	3,800
⑭14年度	4,100
⑮15年度	4,400
⑯16年度	4,700
⑰17年度	5,000
⑱18年度	5,400
⑲19年度	5,700
⑳20年度	6,000

4. 料金減免制度について

減免制度の規定が存在するか否か不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

(1) 方式審査

出願書類が提出されますと、出願手数料が納付されているか、又は特許付与のための言語が選択されているか等について、審査が行われます。

(2) 出願公開

出願日(又は優先日)から18ヶ月経過後、出願書類は公開されます。
なお、早期公開を請求することもできます。

(3) 不特許事由

次の事由は発明とはみなされません。

(a) 芸術的な創作物である場合

- (b) 発見や、科学上の理論に過ぎない場合又は算術的な方法の場合
 - (c) 精神的な行為の場合、遊戯方法や商業的な活動のための計画等の場合
 - (d) コンピュータプログラム自体の場合
 - (e) 単なる情報の提供の場合
 - (f) 公序良俗に反するおそれがある発明の場合
 - (g) 人体又は動物体の治療的処理方法の場合
- 等が該当します。

(4) 新規性

- ① 出願日前（又は優先日前）に、出願に係る発明が世界のいずれかの場所において公知、公用又は刊行物に掲載されている場合は、新規性を有しません（絶対新規性の採用です）。
- ② 更に、出願後に、出願公開された先の出願当初の明細書等に記載された発明と同一である後の出願は、出願人の同一に拘わらず、特許を受けることができません（ホール コンテント アプローチの採用です）。
- ③ なお、一定の場合には、新規性喪失の例外が適用されます。

I) 出願日前 6 ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者の意に反して公知となった発明

II) 出願日前 6 ヶ月以内に、国際博覧会に展示された発明

(5) 対応外国出願の審査結果の提出

スウェーデン特許庁は、スウェーデン出願の優先権主張の基礎となる出願を含め、対応外国出願がある場合には、これら外国出願の審査結果等の情報の提出を要求することができます。

(6) 審査手続き

- ① 新規性や進歩性の実体的要件の審査の後、審査官は「Technical Notice」又は「Final Notice」を発行します。
- ② 審査の結果、例えば、審査された発明が他の発明と同一性があると判断された場合等、特許付与に対して障害があると判断された場合には、Technical Notice が発行されます。
この Technical Notice に対する応答期間は通常 4 ヶ月で、出願人は意見書や補正書を提出することができます。
この期間内に応答できない場合は、2 ヶ月間の期間の延長が認められます。
なお、この期間内に応答しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされます。
- ③ 上記 Technical Notice に対する応答の結果、依然として特許付与できないと判断された場合には、出願拒絶の決定書が発行されます。

この決定に対して、出願人は裁判所 (Court of Patent Appeals) 控訴することができます。

- ④一方、審査官が出願に係る発明が特許付与に際し何ら障害にならないと判断した場合には、Final Notice を発行します。

この Final Notice において、出願人は特許のベースとなるクレーム等の書類を同意することが求められます。

- ⑤審査官は上記出願人から同意を得た後、特許付与料金 (Granting Fee) の納付を求め、又特許が英語で付与される場合には、スウェーデン語によるクレームの翻訳文の提出を求めます。

これらの手続きが採られた後、特許庁は特許を付与します。

(7) 不服申立て

特許庁の最終決定に対して、出願人は決定日から 2 ヶ月以内に、裁判所 (The Court of Patent Appeals) に対して控訴することができます。

(8) 特許付与

特許査定に対して、出願人は特許付与の納付を求められて日から 2 ヶ月以内に、特許付与の手数料を納付する必要があります。

その後、特許付与日が特許原簿に登録され、異議申立ての期間、9 ヶ月間の起算日とされるとともに、出願人に特許証が送付されます。

(9) 特許後の異議申立て

特許付与日から 9 ヶ月以内に、異議申立てをすることができます。

主な異議申立て理由は次の通りです。

①特許要件を満たしていない出願に対して特許された場合

②明細書記載の発明が不十分に拘わらず特許された場合

等です。

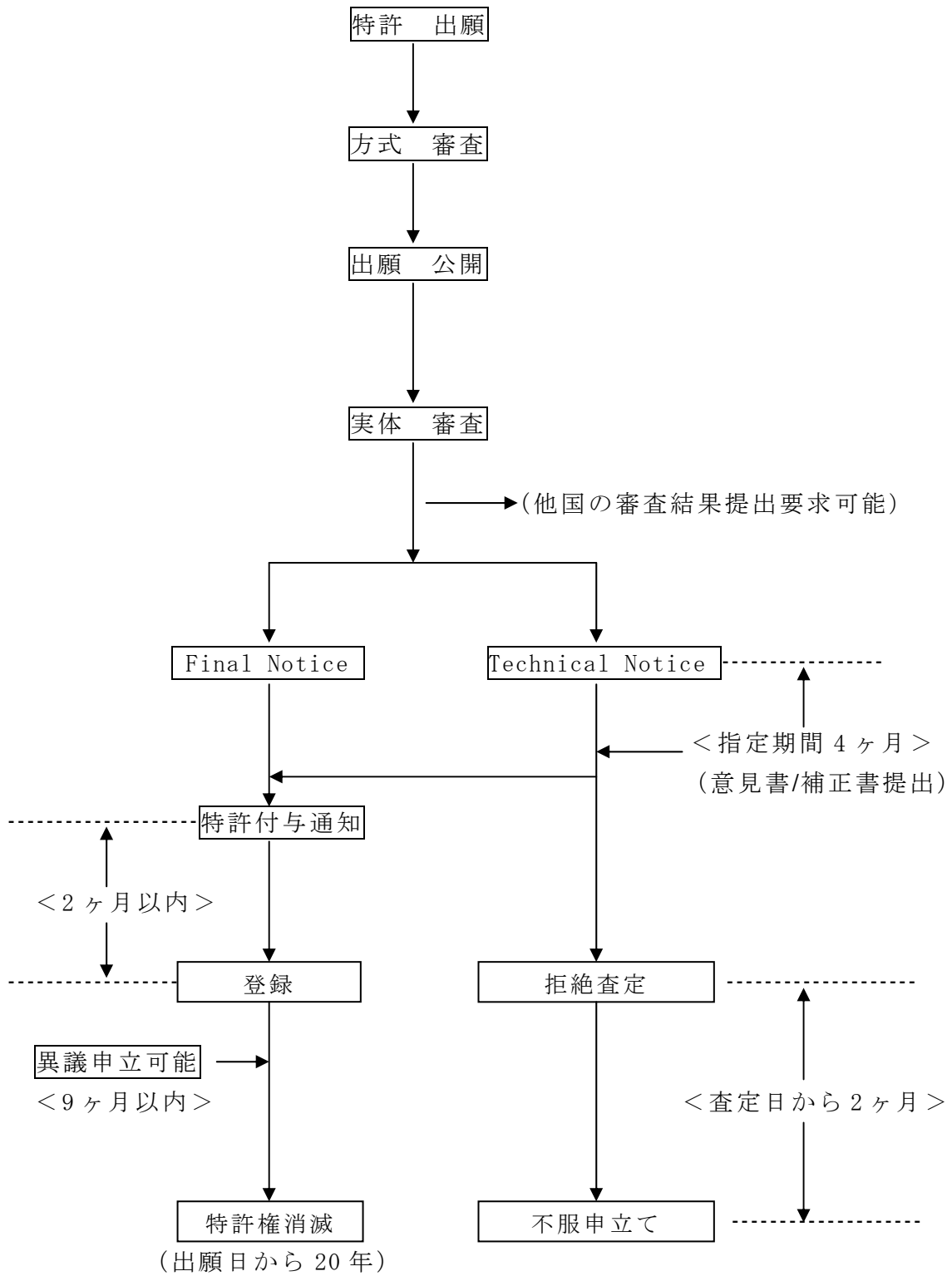
(a) 異議申立てがあると、異議申立書の副本が特許権者に送達され、

特許権者は答弁書の提出や補正書を提出することができます。

(b) 異議申立てに理由があると認められた場合、特許は取り消されます。

(c) 特許を取り消された特許権者は、その取消決定に不服を有する場合は、決定の日から 2 ヶ月以内に裁判所に対して不服申立をすることができます。

出願から特許までの手続きのフローチャート：



日・スウェーデン特許審査ハイウェイ

- (1) 日本とスウェーデン特許庁は 2011 年 6 月 1 日より特許審査ハイウェイ施行プログラムを実施しております。

特許審査ハイウェイ (PPH) は、ある特定の国の国内出願の審査結果を利用して、又 PCT 国際段階成果物を利用して、他国において発明の早期権利化を図ることを可能とするために採用された制度でした。

しかしながら、従来の上記 PPH は種類が異なっており、又各国においてどの PPH を利用することができるのか分かりにくく、制度自体が複雑でした。

- (2) そこで、特許庁は他国の特許庁との間で利用できる PPH の種類を共通化した、多数国間の枠組みでの「グローバル特許審査ハイウェイ (Global Patent Prosecution Highway Pilot Program) (GPPH) を開始することに合意しました。

その結果として、特許出願が GPPH に参加している特許庁間で特許可能と判断された場合には、国によりどの PPH が利用可能なのか区別する必要がなくなり、特許庁間で全ての種類の PPH を申請することが可能となりました。

- (3) GPPH 参加特許庁は次の通りです (2015 年 7 月 6 日現在)

日本、米国、韓国、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランド、ロシア、オーストリア、シンガポール、ハンガリー、カナダ、スペイン、スウェーデン、北欧特許庁、ノルウェー、アイスランド、イスラエル、ポルトガル、オーストラリア、及びエストニア

以下、国内出願の審査結果を利用したグローバル特許審査ハイウェイについて、又 PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイについて、概説します。

- (A) 国内出願の審査結果を利用したグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) :

GPPH に基づいた早期審査をスウェーデン特許庁に申請する場合の要件

- (1) 申請要件 :

① PPH を申請するスウェーデン出願及び対応する先行庁出願 (上記参加特許庁への出願) において、優先日又は出願日のうち、最先の日付が同一である場合。

例えば、

(a) 先行庁出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張しているスウェーデン出願の場合

(b) 先行庁出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張して

PCT 出願をし、スウェーデン出願がその PCT 出願の国内移行出願の場合等

- ②スウェーデン出願に対応する先行庁出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- ③GPPH に基づく審査を申請するスウェーデン出願の全ての請求項が、対応する先行庁出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- ④スウェーデン出願に関して、スウェーデン特許庁において PPH 申請時に Final Notice が発行されていないこと。

(2) 提出すべき書類：

- ①対応する先行庁出願に対して、先行庁特許庁審査官から出された全てのオフィスアクションの写し、及びその英語又はスウェーデン語の翻訳文。
 - (a) オフィスアクションの写し及びその翻訳文が、先行庁のドシエ・アクセス・システムにおいて提供されている場合は、提出する必要はありません。
 - (b) 但し、スウェーデン特許庁の審査官が、先行庁のドシエ・アクセス・システムによりオフィスアクションの写しを入手できない場合には、提出するよう要求されます。
- ②対応する先行庁出願の特許可能と判断された請求項の写し、及びその英語又はスウェーデン語の翻訳文。
 - (a) 特許可能と判断された全ての請求項の写しが先行庁のドシエ・アクセス・システムにおいて提供されている場合は、提出する必要はありません。
 - (b) 但し、スウェーデン特許庁の審査官が先行庁のドシエ・アクセス・システムにより特許可能と判断された全ての請求項の写しを入手できない場合には、提出するよう要求されます。
- ③対応する先行庁出願のオフィスアクションにおいて審査官が提示した引用文連の写し。
 - (a) 引用文献が特許文献の場合、一般的にスウェーデン特許庁が保有していますので、提出を省略することができます。
 - (b) 但し、スウェーデン特許庁が保有していない文献の場合には、審査官の求めに応じて、これらの書類を提出する必要があります。
 - (c) 引用文献が、非特許文献の場合、提出を省略することはできません。

なお、非特許文献の翻訳文の提出は不要です。

- ④請求項の対応表の提出

スウェーデン出願の全ての請求項と対応する先行庁出願の特許許可を判断された請求項との関係を示す請求項対応表の提出です。

(B) PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ (PCT-GPPH) :

スウェーデン特許庁に出願された出願が、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 申請要件 :

- ① スウェーデン出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、即ち、国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)、特許性に関する国際予備報告(IPRP)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性有りと示された請求項が少なくとも1つ存在すること。
- ② スウェーデン出願と対応する国際出願が次のいずれかの関係を有すること。例えば、
 - (a) スウェーデン出願が、対応する国際出願の国内段階移行出願である場合
 - (b) スウェーデン出願が、対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっている場合
 - (c) スウェーデン出願は、対応する国際出願をパリ条約優先権主張に基礎とする国際出願の国内段階移行出願である場合
- ③ スウェーデン出願の全ての請求項が、対応する国際出願の最新国際段階成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- ④ スウェーデン出願がスウェーデン特許庁において PCT-GPPH 申請時に Final Notice の書類が発行されていないこと。

(2) 提出すべき書類 :

所定の申請書に、以下の書類を添付する必要があります。

- ① 最新国際段階成果物の写し
 - (a) スウェーデン出願が対応する国際出願の国内移行段階出願である場合、スウェーデン出願の包袋情報として特許性に関する国際段階成果物の写しが入手可能なため、提出を省略することができます。
 - (b) また、PATENTSCOPE(登録商標)で最新国際段階成果物の写しが取得可能である場合、スウェーデン特許庁から要求されない限り、提出を省略することができます。
- ② 最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項の写し
 - (a) PATENTSCOPE(登録商標)で、特許性有りと示された請求項の写しが取得可能である場合、スウェーデン特許庁から要求されない限り、

提出を省略することができます。

(b)なお、特許可能と判断された請求項の翻訳が必要な場合は、提出する必要があります。

③最新国際段階成果物で提示された文献の写し

(a)特許文献の場合、スウェーデン特許庁は入手可能ですので、提出を省略することができます。

(b)非特許文献の場合は、提出を省略することはできません。

(c)なお、文献の翻訳は必要ありません。

④請求項対応表

スウェーデン出願の全ての請求項と対応する国際出願成果物の特許可能と判断された請求項の対応を示す請求項対応表の提出です。

⑤申請の様式

上記書類とともに PCT-GPPH に基づく早期審査申請様式を提出する必要があります。

(3)PCT-GPPH に基づく早期審査に関する手続き：

①スウェーデン特許庁は、申請書を受理した場合、PCT-GPPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。

②スウェーデン特許庁が、申請を認めた場合、早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

③申請要件の全てを満たしていない場合、出願人はその旨及びその不備について通知されます。

なお、出願人は申請を修正することができますが、不備が修正されない場合には、出願は通常の順番で審査待ちとなります。

9. 特許権の存続期間及びその起算日(権利の発生日)

(1)特許権の存続期間は、出願日から 20 年です。

特許権の設定登録日より発生します。

(2)出願を維持するために出願から第 3 年目から、いわゆる出願維持年金を納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)

(1)国内段階移行期限：

優先日から 31 ヶ月以内です。

(2)提出すべき書類：

以下の書類のスウェーデン語による翻訳文の提出が必要です。

①明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言

②19 条補正がされた場合には、出願人の選択により、補正後のクレーム

の翻訳文、又は出願時のクレームのいずれかの翻訳文を含めることができます。

11. 留意事項

(1) 出願の際：

冒頭で触れましたように、2014年7月1日以降の国内出願について、手続言語として英語又はスウェーデン語を選択することが可能となりました。

(2) 出願後特許付与までの期間：

① 出願人が英語を選択した場合、出願人はスウェーデン特許庁との間で英語により手続きをすることが可能となりました。

② スウェーデン特許庁からは、英語でもって通知等が発行され、出願人は英語でもって特許庁に対して応答等を行うことができます。

③ なお、出願人が英語を選択した場合、特許料の納付と同時にクレームのスウェーデン語による翻訳文を提出する必要があります。

この場合、特許後、英語による書面とクレームのスウェーデン語翻訳文が特許公報に掲載されるとのことです。

以上から、国内出願による出願形態によりスウェーデンにおいて発明の保護を求める場合には、明細書等全体のスウェーデン語の翻訳文の提出が不要となり、出願人にとってかなりの費用の節減が可能となるのではないかと考えられます。

(3) その他、EPC 出願経由スウェーデン国を指定した場合：

スウェーデン国で発明の保護を求める場合、

① パリルート出願により、直接スウェーデンに出願する方法、

② PCT 出願を経由して、スウェーデン国内移行出願する方法、及び

③ パリルートによる EPC 出願若しくは PCT 出願を経由して EPC 出願により、スウェーデンを指定国とする方法が、考えられます。

EPC 出願により、スウェーデン国を指定国として発明の保護を求める場合、従来は EPC 出願が特許になった場合には、EPC 特許明細書等全体のスウェーデン語による翻訳文の提出が必要でした。

ところが、出願人の費用負担の軽減化を目的として、2008年5月に発効しましたロンドン協定 (London Agreement) により、EPC 特許のクレーム部分のみのスウェーデン語の翻訳文の提出により、即ち、明細書部分のスウェーデン語の翻訳文を提出しなくても、EPC 特許がスウェーデン国で有効に効力が生じるようになりました。

意匠制度

1. 現行法令について

2012年8月1日までの改正法を含む1970年意匠法が適用されています。
また、共同体意匠に関する2002年12月12日付の理事会規則第6/2002号に基づき、共同体意匠出願によりスウェーデンで意匠を保護することも可能です。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

創作者及び出願人の住所、氏名、国籍。ロカルノ協定に基づく意匠の分類及び物品名。優先権主張の情報（主張する場合のみ。国名、出願日、出願番号）。

(2) 図面又は写真 (Drawings/Pictures)

当業者が意匠を理解して実施できるように記載します。

(3) 優先権証明書 (Priority Document)

要求された場合にのみ提出します。自発的に提出する必要はありません。

(4) 委任状 (Power of Attorney)

公証、認証は不要です。

(5) 譲渡書 (Assignment)

創作者から出願人へ登録を受ける権利を譲渡した場合に必要となります。

(6) 優先権譲渡書 (Assignment of Priority Right)

基礎出願とスウェーデン出願の出願人が異なる場合に必要となります。

(7) 公告の繰延べ請求

希望する場合には出願時に請求します。

最長で出願日から6ヶ月間、公告が繰り延べられます。

★一意匠一出願が原則ですが、一セットの家具、衣類、ディナーセット等は、一出願に20の意匠を含めることができます。

★一の意匠を、ロカルノ国際分類の複数の分類（クラス）に出願することができます。

3. 料金表（単位：スウェーデン・クローネ（SEK）です。）

(1) 出願料金

①一意匠一分類	1,900
②一分類加算料金	500
③一意匠加算料金	1,400
(2) 見本の保管料金	800
(3) 公開料金	200

(4)回復料金	500
(5)更新料金（5年毎）	
①一意匠一分類	2,500
②一分類加算料金	500
③一意匠加算料金	1,400
(6)譲渡の登録	900
(7)ライセンスの登録	900

4. 料金減免制度について（存在する場合）

料金の減免制度は採用されておられません。

5. 実体審査の有無

意匠出願については方式審査のみ行われ、新規性等の実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願についての実体審査は行われませんので、審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

- (1)意匠出願については方式審査のみが行われ、新規性、独自性等の実体審査は行われません。
- (2)新規性、独自性等の登録要件を満たしていない場合には、登録後に異議申立て、登録無効、登録取り消しにより、登録が取り消される場合があります。
- (3)方式要件を具備した場合には、意匠出願は登録され、意匠公報でその内容が公告されます。出願時に公告の繰り延請求があった場合には、最長で出願日から6ヶ月経過後に公告されます。
意匠公報での公告日から2ヶ月間、異議申立てが認められます。異議理由とされる主な不登録事由は以下の通りです。

<不登録事由>

- ①意匠の定義に適合しない意匠
- ②公知意匠と実質的に同一の意匠（新規性）
（出願人が意匠を公衆に利用可能とした場合には、12ヶ月のグレースピ

リオドが認められます)

- ③先行する他人のスウェーデン登録意匠と実質的に同一の意匠(独自性)
- ④公序良俗に反する意匠
- ⑤公的機関の紋章等と混同を生じるおそれがある意匠

<新規性について>

①新規性の要件:

- (a)出願日(又は優先日)前に、同一又は些細な部分のみが異なる意匠が、公衆の利用可能な状態に置かれていないこと。
- (b)意匠は、登録、出展、販売の申出、他の方法で公表され、通常の業務過程において、欧州連合内で関係する特定部門に知られていれば、公衆の利用可能な状態に置かれたものとなると、されています。

②新規性の判断:

- (a)意匠が、欧州連合における専門家の業界内で先に公知となっていたか否かだけが考慮されると、されています。
- (b)スウェーデンに出願した、未公表の先の特許出願や商標出願又は意匠出願に関する意匠は、出願書類がその後、公衆の利用可能な状態に置かれた場合には、公知とみなされます。

③新規性喪失の例外:

- (a)意匠登録を受ける権利を有する者による意匠の公表の場合
- (b)意匠登録を受ける権利を有する者の意に反する行為により意匠の公表の場合

(c)手続き;

これらの行為により意匠が利用可能な状態に置かれた後、12ヶ月以内に、出願がされていること

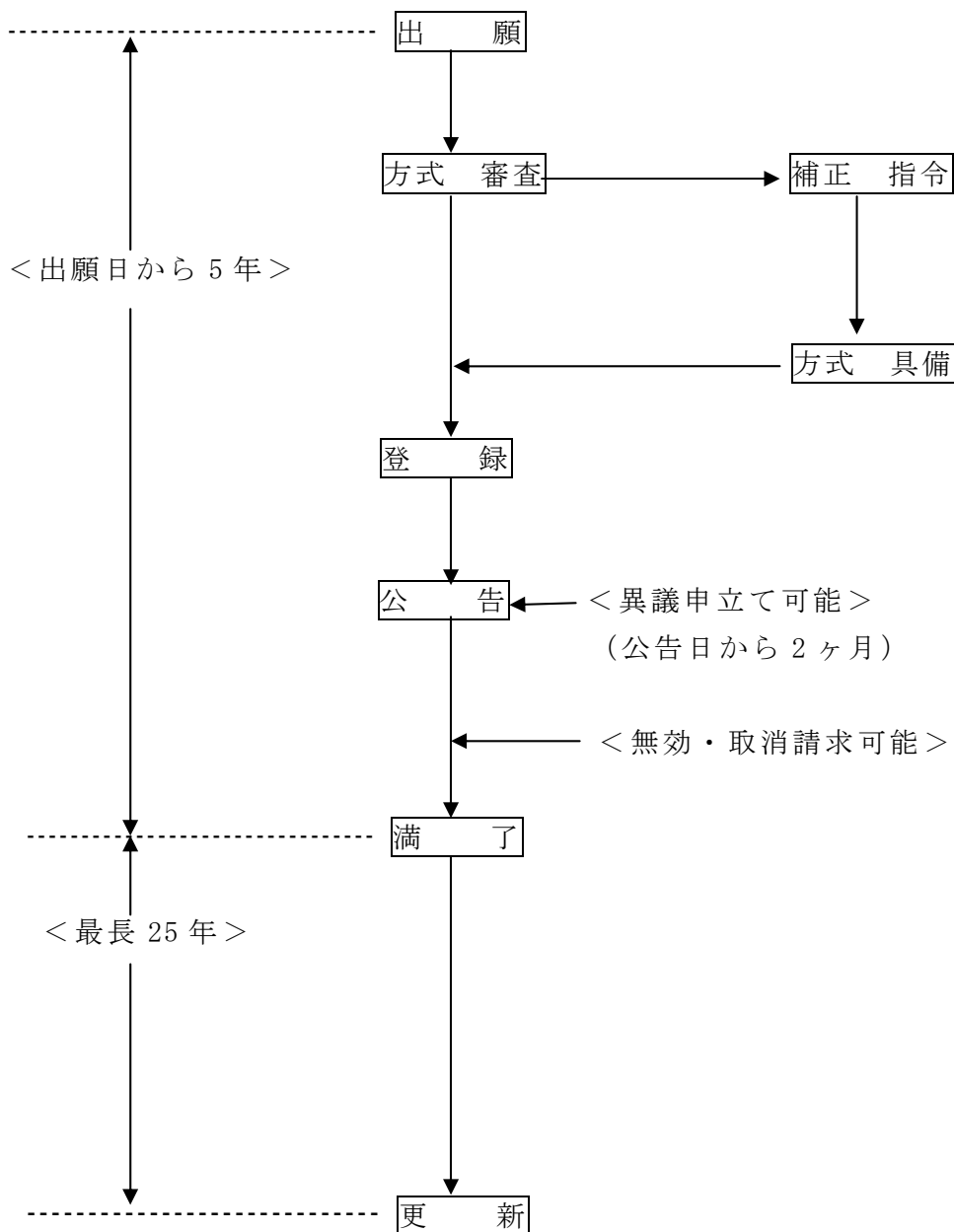
(4)異議申立て

登録後公告日から2ヶ月以内に、不登録事由、新規性又は主体的適格性を理由として、異議申立てをすることができます。

(5)不服申立て

最終的な拒絶査定に対しては、2ヶ月以内に裁判所に控訴することができます。

出願から登録までの手続きの流れ



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 意匠権の存続期間は、出願日から5年です。設定登録により発生します。
- (2) 請求により4回更新が可能ですので、最長で出願日から25年となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておられません。

11. 留意事項

(1) 意匠の定義

意匠とは、物品又は物品を構成する部品の外観と定義されています。「物品」には、補修部品（使用時に視認可能である場合）、装飾品、グラフィックシンボル、タイプフェイスも含まれます。

(2) 無効・取消し請求

意匠登録が新規性、独自性等の実体的登録要件を満たしていないと判断する者は、登録の無効、取り消しを請求することができます。請求理由は、異議申立ての理由と同じです。

(3) 共同体意匠（Community Design）による保護

スウェーデンはEC加盟国ですので、共同体意匠の出願をすることにより意匠の保護を受けることも可能です。

共同体意匠には、①登録共同体意匠、②未登録共同体意匠があります。

①の保護期間は最長 25 年、②の保護期間は意匠が公衆に公表された日から 3 年間です。

商標制度

1. 現行法令について

2011年7月1日施行された2010年改正商標法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下のとおりです。

(1) 願書 (Request)

出願人の住所及び氏名、法人の場合は名称を記載します。

商品・サービスの表示及びそれらの属する区分、ニース協定による国際分類を記載します。

一出願多区分制を採用しています。

(2) 委任状 (Power of Attorney)

要求された場合にのみ提出します。

(3) 商標見本 (Mark)

1通、提出が必要です。

標準文字商標の場合には印刷物は不要です。

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

要求された場合にのみ提出します。

(5) その他

①音響標章の場合：楽譜、音響を録音したCDが必要です。

②立体標章の場合：商標のひな形を要求される場合があります。

3. 料金表 (単位：スウェーデン・クローネ (SEK) です。)

(1) 出願 (オンライン出願)

① 1区分の場合 1,800

② 1区分加算料 900

(2) 更新料金 (オンライン申請の場合)

① 1区分の場合 1,800

② 1区分加算料 900

③ 期限後手続の割増料金 (1区分当たり) 150

(3) 譲渡料金 900

(4) 使用許諾登録料金 900

(5) 商標権の分割 1,500

4. 料金減免制度について (存在する場合)

減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

(1) 商標出願は、方式審査を経て、識別性等、既に登録されているか否か、又他の名称等と抵触するか否かについての実体的要件についての審査が行われます。

(2) 欧州の国々では、絶対的事由についてのみ審査を行い、相対的事由について審査は行わず、異議申立てがあった場合にのみ審査をするという国が多いですが、スウェーデンは絶対的事由及び相対的事由について審査を行います。

「絶対的事由」とは、商標が識別力を有するか否か等についての商標が有すべき本質的な事由をいいます。

「相対的事由」とは、絶対的事由としての要件を満たした上で、更に他人の商標と抵触するか否か等についての事由をいいます。

(3) 不登録事由

以下の標章は登録を受けることができません。

① 識別性のない標章

② 商品・サービスの品質、数量、用途、原産地等を表示する標章

③ 国、国際的又は政府間機関の名称、略称、旗章、紋章もしくは記章からなる標章

④ 公衆を欺くおそれのある標章

⑤ 公序良俗に反する標章

⑥ 他人の氏名、芸名、肖像等を含む標章（他人の承諾ある場合を除く）

⑦ 他人の取引上の象徴と類似する標章（他人の承諾ある場合を除く）

⑧ 他人の登録商標と同一又は類似の標章

(4) 出願された商標が不登録事由に該当するときは、出願人にその旨が通知され、意見書及び補正書を提出する機会が与えられます。

意見書及び補正書が提出されてもなお、不登録事由が解消されていない

と判断された場合は拒絶査定がなされます。

拒絶査定に対しては、2ヶ月以内に特許控訴裁判所に抗告することができます。

- (5) 商標出願が不登録事由に該当しないと判断されると商標登録され、公告されます。

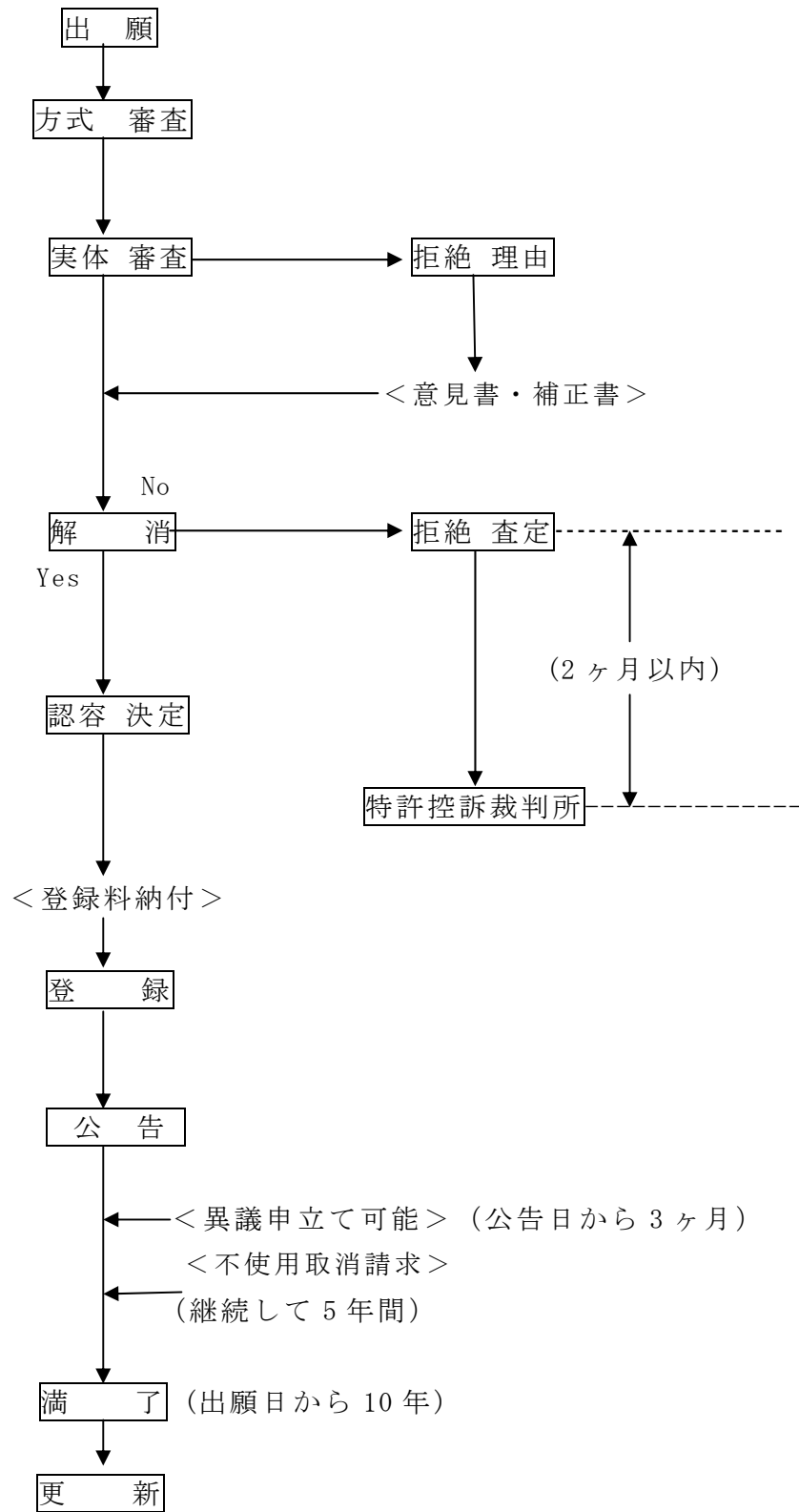
商標登録の公告日から3ヵ月間は、誰でも異議申立てをすることができます。

- (6) 不服申立て

① 出願人は、拒絶査定の日から2ヶ月以内に特許控訴裁判所に控訴することができます。

② 商標権者は登録が無効とされた場合に、異議申立人は異議が理由なしとの決定を受けた場合に、それぞれ決定の日から2ヶ月以内に特許控訴裁判所に控訴することができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 商標権の存続期間は、出願日から 10 年です。
商標権の設定登録により発生します。
- (2) 存続期間は、更新出願により 10 年間毎に更新することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、ある企業の商品、サービスを他の企業のそれらと識別することが可能で、視覚的に表示することができる標識と定義されています。
従いまして、言葉、図形、文字、数字、立体形状、音響、臭覚等も商標登録可能です。
- (2) 保護される商標
 - ① 色彩商標
色彩のみの場合、又は色彩の組み合わせの場合、登録可能です。
 - ② 立体的商標
例えば、商品又は商品の包装の形状の場合です。
但し、商品の技術的効果を得るために必然的に必要とされる形状のみの場合は、登録を受けることはできません。
 - ③ 団体商標、④ 証明商標、⑤ 音響商標、及び⑥ 味覚商標

12. 留意事項

- (1) 欧州共同体商標制度による保護（Community Trade mark）（CTM）
スウェーデンは欧州共同体商標の加盟国ですので、この制度を利用して商標の保護を求めることができます。
欧州共同体商標制度とは、欧州連合（European Union）において、一の出願及び登録によって、一の商標権の取得を得ることができる制度です。
- (2) 国際商標登録による保護（マドプロ）
スウェーデンはマドプロの加盟国ですので、日本での商標登録出願を基礎として、この国際商標登録出願においてスウェーデンを領域指定することにより、スウェーデンにおいて商標の保護を得ることができます。
- (3) ディスクレーマー制度
標章が識別性のない部分を含んでいる場合に、当該識別性のない部分について権利放棄をして商標登録を受けることが可能とする制度です。
- (4) 不使用取消し制度
登録後、継続して 5 年間登録商標を使用していない場合には、不使用を

理由とする第三者の請求により商標登録が取り消される場合があります。当該請求前に誠実な使用を開始した場合には登録商標の使用とみなされますが、当該請求の3ヶ月以内の使用開始は登録商標の使用とはみなされません。

(5) 無効・取消し制度

商標が登録要件に違反して登録された場合には、利害関係人の請求により登録が取り消される場合があります。先行商標の存在を理由とする無効請求については、先行商標権者が後発の商標権者の使用を5年間黙認していた場合には、登録を取り消すことはできません。

(6) 商標権の分割

登録商標は、商品、サービス毎に分割することができます。一部の商品、サービスについて登録の取り消しを請求された場合に対応できるようにするためです。

(7) コンセント制度

他人の商標と類似する出願は、拒絶されます。しかし、その他人の商標の所有者から商標を登録することに同意する旨を記載したレター（Consent Letter）を得て、特許庁に提出することにより、審査官は拒絶理由を撤回する制度をいいます。